

資料7

第8次保健医療計画の策定に向けた動きについて

目次

- 1 保健医療計画とは
- 2 保健医療計画の策定
- 3 第7次保健医療計画の概要
- 4 策定に向けたスケジュール

1 保健医療計画とは

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県民が身近なところで、質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムのめざすべき目標と基本的方向を明らかにするものです。

医療法

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）をさだめるものとする。

2 保健医療計画の策定

○現行の保健医療計画は第7次計画となっており、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としています。

○令和5年度中に、第7次保健医療計画の進捗評価を行い、評価を踏まえて第8次保健医療計画（令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間）を策定します。（策定スケジュールについては後述）

3 第7次神奈川県保健医療計画の概要（1）

※精神保健医療分野に関連する部分を抜粋

第1部 総論

第1章 基本的事項

計画の性格、基本理念及び基本目標、計画期間等

第2章 神奈川県の保健医療の現状

人口、生活習慣病等の状況、医療施設・医療従事者の状況等

第3章 保健医療圏と基準病床

第1節 保健医療圏

第2節 基準病床数（精神病床の基準病床10,992床）

第3節 医療と介護の一体的な体制整備

3 第7次神奈川県保健医療計画の概要（2）

第2部 各論

第1章 事業別の医療体制の整備・充実

第1節 総合的な救急医療

第2節 精神科救急

第3節 災害時医療（DPAT、災害拠点精神科病院）

第4節 周産期医療

第5節 小児医療

3 第7次神奈川県保健医療計画の概要（3）

第2章 疾病別の医療連携体制の構築

第1節 がん

第2節 脳卒中

第3節 心筋梗塞等の心血管疾患

第4節 糖尿病

第5節 精神疾患

3 第7次神奈川県保健医療計画の概要（4）

第3章 未病対策等の推進

第1節 未病を改善する取組みの推進

第2節 **こころの未病対策（メンタルヘルス対策、自殺対策）**

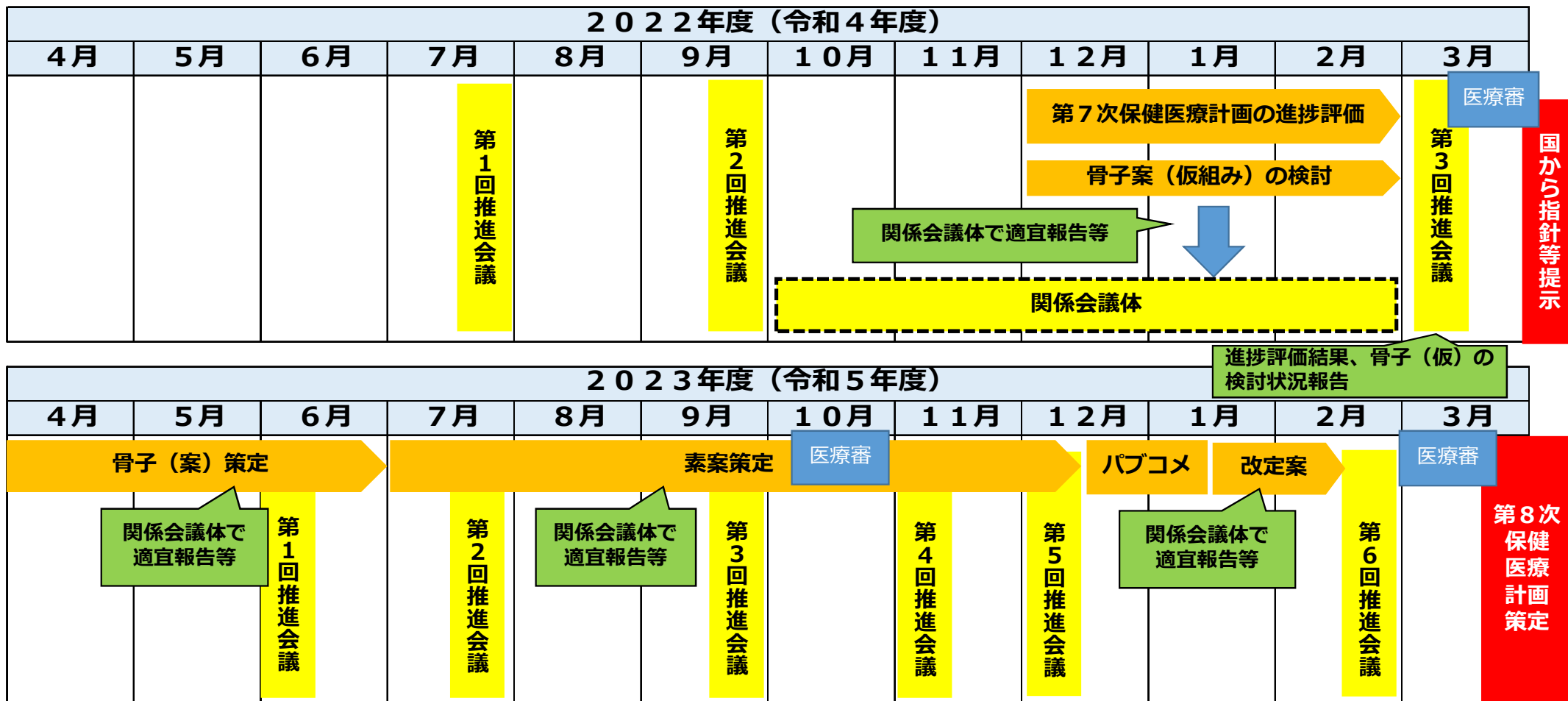
第3節 歯科保健対策

第4節 ICTを活用した健康管理の推進

第5節 未病対策等を推進する保健医療人材の育成

4 策定に向けたスケジュール（全体像）

令和4年9月26日
令和4年度第2回
保健医療計画推進会議資料
一部改変



【参考】検討体制

令和4年7月20日令和4年度第1回
保健医療計画推進会議資料

- 第7次計画策定経緯を踏まえ、疾病・事業ごとの既存会議体を活用して検討・議論し、神奈川県保健医療計画推進会議で全体の取りまとめ（議論）を行うことを基本とする。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策（予防計画）に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設けることとしてはどうか。

